

平成29年第2回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成29年6月1日(木曜日)

議事日程 第1号

平成29年6月1日(木曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 6 | 発議第 1号 議員派遣の件について |
| 日程第 7 | 報告第 2号 平成28年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 3号 平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 4号 平成28年度みなかみ町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 5号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 8 | 承認第 1号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第 2号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第 3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 日程第 9 | 承認第 4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第10 | 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| | 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第26号 平成29年度猿ヶ京温泉交流公園イベント広場及び駐車場整備工事請負契約の締結について |
| | 議案第27号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(11t級)購入契約の締結について |
| | 議案第28号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(7t級)購入契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第29号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第30号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |

日程第14 議案第31号 みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第32号 平成29年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について

議案第33号 平成29年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第16 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 . . . 1. 両支所を含む出先機関の今後の対応は
2. 管内小中学校の統廃合の考え方は
 - ◇ 小林 洋 君 . . . 1. 住宅宿泊事業法案について
2. 二次交通について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	河合生博君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	林喜美雄君

欠席議員 なし

会議録署名議員

9番	阿部賢一君	12番	河合生博君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋康之	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	増田郁夫君	会計課長	中島直之君
総務課長	原澤志利君	総合戦略課長	宮崎育雄君
エコパーク推進課長	高田悟君	税務課長	岡田宏一君
町民福祉課長	内田保君	子育て健康課長	鈴木伸一君
生活水道課長	高橋孝一君	農政課長	田村雅仁君
観光商工課長	澤浦厚子君	地域整備課長	古川文雄君
教育課長	杉木隆司君	水上支所長	林昇君
新治支所長	田村良一君		

開 会

午前9時 開会

議 長（林 喜美雄君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成29年第2回（6月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（林 喜美雄君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

6月定例議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては全員ご参集賜り厚く感謝申し上げます。

昨年の今の時期は少雨傾向が続き、水源のダムも例年以上に水位が低下し、多くの報道がなされたところであります。ことしは積雪が多かったこともあり、4月、5月には相当の放水流をしたところでありますが、現在なおダムは満水と聞いております。

5月14日に行われた矢木沢ダム、奈良俣ダムの点検放流には、県内外から昨年を上回るお客様が見学を訪れたと聞いております。本年は、矢木沢ダム完成後50周年、藤原ダム60周年を迎える節目の年であります。

また、例年実施されておりますググっとぐんまキャンペーンは、本年、水をテーマに7月1日から実施されます。県内はもとより、首都圏にお住いの皆様に水源のまち、みなかみへ訪れていただくよう関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

みなかみ町として、この地に住む全ての人々が力を合わせ、持続発展するまちづくりを進めるという決断をしてから12年が経過しております。その5年目から、私もまちづくりの先頭に立つ町行政執行の責任者としての町長職を務め、間もなく8年が経過いたします。議員各位よくご存じのとおり、まちづくりの基本として、当面取り組むべき重点事項を地方創生総合戦略として定め、また恵まれた環境を守りながら、持続発展するまちづくりの理念として、ユネスコエコパークを活用する取り組みなど進めているところであります。

私は、健康には全く不安がなく、気力の充実も実感しているところであります。さまざまな人とのつながりも、町に住む全ての人のために活かしていけるとの思いを強くいたしております。引き続き町長としての職務を全うしていく覚悟を固めているところであります。

す。

さて、今議会に提案いたします案件は報告が4件、承認が4件、条例改正が3件、諮問2件、補正予算が2件、その他3件であります。後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

開 議

議 長（林 喜美雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（林 喜美雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

9番 阿 部 賢 一 君

12番 河 合 生 博 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（林 喜美雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月1日より、6月9日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月1日より6月9日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（林 喜美雄君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の報告をいたします。

閉会中とはいえ、大変数多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いいたしまして、ご協力いただきましたことを申し添えます。

3月21日より、にいほるこども園を初め各こども園の卒園式、小学校の卒業式に参加いたしました。

4月1日には、石田事務局長から高橋事務局長への人事異動に伴う辞令交付を行いました。

4月7日には、各小学校、中学校の入学式、8日から各こども園の入園式、10日には利根商業高等学校の入学式に出席いたしました。

4月24日午後1時30分より、第2回の片品・みなかみ・草津ウインタースポーツ議員連絡会が開催され、群馬県議会議長、群馬県スキー連盟会長との意見交換が行われました。

5月6日には、利根沼田学校組合立利根商業高等学校多目的グラウンド竣工式に出席、すばらしい人工芝の多目的グラウンドが完成いたしました。今後は、充実した施設を積極的に活用し、魅力ある高校として発展していくものと期待しております。

5月15日午後2時30分より、利根郡議長会総会が開催されまして、役員の変更がございました。会長にみなかみ町議会議長の私が選任され、副会長に昭和村の加藤生議長、幹事に川場村の飯塚貞次議長と片品村の千明道太議長が選任されました。

5月16日午後1時30分より、愛知県新城市議会経済建設委員会の行政視察がございまして、みなかみ町体験旅行の立ち上げの経過や地域と来訪者を結ぶ取り組み、民泊体験の状況などについて熱心に意見交換がされました。

5月25日午前11時より、群馬県町村議長会理事会が開催され、任期満了に伴う役員の変更等々諸行事の予定が確認されました。

5月29日から30日の1泊2日の日程で、みなかみ町において群馬県町村議会議長会による臨時総会及び町村議会議長事務局長研修会が開催され、観光で地域づくりと題した講演等がございました。

昨日、5月31日には、全国町村議長会による平成29年度町村議会議長、副議長研修が東京中野において開催され、町村議長会特別表彰を受けられた町村の事例発表や災害時の議会の役割と題した基調講演等が行われました。

これらのほか年度初めにおける各種団体等、数多くの定期総会等に出席しております。その他の日程につきましては、議会事務局で閲覧くださりますようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（林 喜美雄君） 日程第4、閉会中の継続審査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

交流促進特別委員会委員長山田庄一君。

(交流促進特別委員長 山田庄一君登壇)

交流促進特別委員長(山田庄一君) それでは、4月12日から15日に行われました三宅村訪問についてご報告を申し上げます。

今回は、三宅村とみなかみ町の農産物交流の具体化に向けた話し合いとみなかみ町議会から提案したかんきつ類、今回はデコポンの苗9本と温州ミカンの苗1本の試験植樹することを目的に訪問しました。

参加者は、委員会以外として議長、林一彦議員及び事務局長、農村公園公社から総務課長、当局から総合戦略課長と係長に参加していただき、これまで積み重ねた協議を踏まえ、今後の進め方や意思の確認について意見交換をしてきました。

12日22時30分に竹芝桟橋を出港し、13日早朝、伊ヶ谷漁港に着いた後、午後1時より、三宅村側から村長、副村長、総務課長、教育長、観光産業課長ほか職員3名、議会から議長、副議長、事務局長が出席のもと開会され、村長の挨拶では、これまで進めてきた交流への感謝やかんきつと米を中心とした農産物交流について説明があり、今後進めていく上で柱となる事業主体をどのような形にするかということについては、これまでこういった事業の経験がない中で、新たな組織を立ち上げるのか、既存の団体で対応するのか、現在農業関係者及び東京都農業普及センターと協議をしているとのことでした。

村では、JAが三宅村から撤退したことを受け、平成28年に法人化した団体が設立され、店舗を使った購買事業、LPガス契約戸数が700戸などの事業を行っており、ある程度の収益が見込まれ、村からの補助金等の受け皿的な役目も果たしているが、事務的な処理能力に若干の不安があるとのことでした。

振興品種については、レモンはカラスによる被害も少なく、収穫期間も長いことから、有望な品種と考えている。さらに農産物交流に限らず、産業、文化、芸術等の交流についても、議会から質問があり、今後も積極的に交流を推進していくと答弁したとの話をされ、みなかみ町からは農村公園公社等の設立の経験や運営上の問題点などが説明され、町で試験栽培しているオリーブなども紹介し、今後の事業化に向けた窓口を三宅村は総務課が担当し、みなかみ町は事業主体を今回同行していただいた農村公園公社にお願いし、事務関係は総合戦略課が窓口となることの確認がなされ、今後の交流について引き続き協力していくことを双方で確認し、閉会となりました。

翌日、三宅島にしては珍しく2日続けて好天に恵まれ、前日の会議参加者以外に三宅村議会議員の皆さん全員が参加される中、試験植樹ということで、デコポンの苗木9本と温州ミカンの苗木1本があらかじめ整地された村長の畑に植えられました。この苗木は、自然災害に悩まされながら、それでも三宅村の農業復興を思い描く関係者に応援と継続性のある交流の願いを込めて、今回参加されたみなかみ町議員全員の気持ちとして贈呈されたものであり、本数は10本ではあるけれども、やがてこの地にしっかりと根を張り、いつの日か、大きな実となって、みなかみ町と三宅村の真の交流につながる礎となってほしいと思います。

余談になりますが、この植樹の様子は、三宅村議会日より4月21日発行の表紙として

村民の皆さんに伝えられ、また東京七島新聞社にも掲載されました。

なお、三宅村の農業については、噴火前は切り花のレザーファンやタマシダが基幹産業で、平成12年の噴火によるガスにより切り花類が深刻な影響を受け、17年の帰島後は、作物転換による営農再開の取り組みが行われてきた中で、現在主要農産物として、切り花では火山ガスに強いコルデリーヌやキキョウランなどが栽培され、新たな特産物としてパッションフルーツやドラゴンフルーツなどがハウス栽培されています。また、アシタバは健康食品として島内外に出荷され、キヌサヤなどはハウス栽培され、主に島内で消費されており、組織されている生産部会としては三宅島パッションフルーツ生産部会、一般社団法人三宅島農業振興会アシタバ生産者部会、三宅ハート会出荷組合、三宅島アシタバ加工研究会、キヌサヤ生産者部会などがあり、過日、東京都農業普及所三宅支所長から、パッションフルーツの販売取り扱いの要請があり、公社にその旨をお伝えしたところです。

いずれにしても、農産物交流の取り組みはまだ始まったばかりで、長い年月が必要であり、小売を通じた信頼関係はもちろん、続けていく努力が大変重要になると思うので、委員会としてもしっかりとした活動をしていきたいと思えます。

また、交流委員会の目的は、町に交流人口をふやすことを大きな目的として活動していますが、今回の訪問の中で、三宅島には2020年の東京オリンピックの正式種目となりましたクライミングスポーツの本格的施設があり、ワールドカップが開催できる規模の施設が廃校となりました体育館を利用して設置されて、島内においては村民の体力向上や子供たちの体力、判断力を育てるなどの有意義に活用され、また三宅島は観光が主産業であり、多くの観光客が訪れていますが、年間を通して雨の日も多く、退屈な日を過ごすことも間々ありましたが、今ではイルカツアーに肩を並べるくらい利用されている方がふえている施設だそうです。

三宅島はクライミングに適した火山岩が砂浜に数多くあり、愛好家が集まることでサークルができ、施設建設に向けて要望活動を行い、村長の理解のもと、500万くらいの費用で1期工事を行い、その後オリンピック正式種目採用などでブームに火が付き、現在ではワールドカップの開催ができる規模に整備されている状況です。

帰りのバス内の意見として、みなかみ町でも一ノ倉沢を有していることや、また若い女性に大変人気が出てきていることも踏まえると、十分検討する価値はあるという意見があり、委員会では、今後の交流人口増加に向けて研究していきたいと思えます。

以上、2点について活動報告を申し上げましたが、まだ日程は決まっていますが、三宅村の議会の皆さんがみなかみ町を全員で訪れるという話を伺っておりますので、そのときは議会の皆さんの全員のご協力をお願いしたいと思っております。

以上、委員長報告とします。

議長（林 喜美雄君） 以上で交流促進特別委員会委員長山田庄一君の委員長報告を終わります。

以上で閉会中の継続審査に関する委員長報告を終わります。

議 長（林 喜美雄君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までには受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議 長（林 喜美雄君） 以上の文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで湿度も増しているようなので、上着の脱着を自由にしてほしいというような今要求がありました。自由にしてください。

日程第6 発議第6号 議員派遣の件について

議 長（林 喜美雄君） 日程第6、発議第1号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

[巻末 参考資料]

日程第7 報告第2号 平成28年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成28年度みなかみ町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報告第5号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議 長（林 喜美雄君） 日程第7、報告第2号、平成28年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第5号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまで、以上4件を一括議題といたします。

町長より、一括して報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） それでは、報告2号から報告5号まで順次ご説明申し上げます。

明許繰越といたしまして、平成28年度から29年度へ繰り越しましたので、地方自治

法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

また、継続費を平成28年度から平成29年度へ通次繰り越ししましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定によりご報告申し上げます。

報告2号、平成28年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、事業数が19事業、事業費が5億4,520万8,000円となりました。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算に対応し予算措置した事業において、事業が短期間であるため、年度内に完了できなかったものが、3款民生費の地域介護福祉空間整備等施設整備事業の1事業であります。

第2に、実施主体または債務者の事情により繰り越したものが、2款総務費の自治体セキュリティ対策強化事業、住民基本台帳管理事業の2事業であります。

第3に、事業関係者等との協議または調整等に不測の日数を要したため繰り越したものが、2款総務費の普通財産除去整備事業、3款民生費の体育着購入支援事業、6款農林水産業費の小規模農業生産基盤保全整備事業、里地・里山保全整備事業、8款土木費の道路維持管理事業、道路ストック総点検・老朽化対策事業、単独道路改良事業、町道真政線整備事業、町道後閑師線道路改良事業、町道今宿池の原線道路改良事業、町道後閑真庭線道路改良事業、橋梁長寿命化事業、都市計画マスタープラン策定事業、月夜野散歩道等整備事業、町道真政悪戸線整備事業、狭あい道路拡幅整備事業の16事業であります。

次に、報告第3号、平成28年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては2事業で、事業費1億454万円となり、事業関係者との協議または調整等に不測の日数を要したため繰り越しとなったものであります。

また、報告第4号、平成28年度みなかみ町水道事業会計継続費繰越計算書につきましては1事業で、事業費1億4,040万円となり、国庫補助金の交付決定がおくれたため、通次繰り越しとなったものであります。

以上、報告2号から4号まで、いずれもやむを得ない事情により繰り越したものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、報告第5号、みなかみ町土地開発公社の経営状況についてご報告申し上げます。

平成28年度の事業概要であります。保有地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の郷用地については、土地の一部分の代金394万5,452円を精算いたしました。うららの郷につきましては、5区画2,660万8,300円を販売いたしました。

決算の状況でございますが、損益計算書をご覧ください。

事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は5万4,548円で、販売費及び一般管理費135万3,366円を事業総利益から差し引いた事業損失は129万8,818円でした。町からの運営費補助金を含めた事業外収益216万3,633円から借入金に対する支払利息等であります事業外費用80万8,959円を差し引き、事業損失を合わせた経常利益は5万5,856円となり、最終の当期純利益は同額の5万5,856円でありました。

次に、貸借対照表をごらんください。

資産の部は流動資産のみであり、資産合計は1億9,551万5,718円であります。負債の部では、負債合計は1億5,754万7,600円でありまして、流動負債、短期借入金のみであります。

資本の部であります。基本財産の500万円と前期繰越準備金3,291万2,262円と当期純利益5万5,856円を合わせて、資本合計は3,796万8,118円となり、負債資本合計は1億9,551万5,718円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

議長（林 喜美雄君） 以上で報告第2号、平成28年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第5号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてまでを終わります。

日程第8 承認第1号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第2号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第3号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（林 喜美雄君） 日程第8、承認第1号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてから承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、一括して報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 承認第1号から承認第3号について一括してご説明申し上げます。

いずれも地方税法及び航空機燃料贈与税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されることに伴い、関連する条例について地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

まず、承認第1号、みなかみ町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

主な改正内容は、地方税法313条、所得割の課税標準、13項及び15項の改正に伴う改正、法第326条、納期限後に納付し、または納入する町民税にかわる延滞金の改正に伴う改正、法349条の3の3、被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の改正による改正等であります。

次に、承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例ですが、地方税法附則第15条、固定資産税の課税標準の特例の27項、36項及び40項の廃止、法附則第15条第44項の新設による項ずれの改正と分筆等による課税区域の変更に伴う改正であります。

次に、承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減対象となる世帯については、乗すべき金額を48万円から49万円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の説明が終了いたしましたので、承認第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第1号の質疑を終結いたします。次に、承認第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。続いて、承認第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。

議長（林 喜美雄君） これより承認第1号について討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。承認第1号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議長（林 喜美雄君） これより承認第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。

承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議長（林 喜美雄君） これより承認第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第4号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（林 喜美雄君） 日程第9、承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分につきましてご報告申し上げます。

専決処分の内容につきましては、平成28年8月9日午後4時ごろ、旧幸知小学校等解体撤去工事中、相手方を含む2件の水道引き込み管を破損したため、応急措置として仮設工事を行い給水したのですが、翌日の夕方、相手方の留守中に給水器具が破損し、1階部分の壁や床、電化製品等が水浸しになってしまったものであります。

損害賠償の相手方は幸知149番地、山野エミール氏であり、損害賠償額は154万2、

515円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月21日に専決処分をしたところであります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 承認第4号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第4号の質疑を終結いたします。

これより承認第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（林 喜美雄君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

町長より、一括して提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 諮問第1号及び諮問第2号について、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものであり、一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第1号について、現在、人権擁護委員として平成26年より活躍いただいておりますみなかみ町谷川273番地の田村房代さんが、平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。つきましては、引き続き同氏を推選いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号についてでございますが、人権擁護委員として平成26年よりご活躍
 いただいておりますみなかみ町月夜野200番地11の林美恵子さんが、同じく平成29
 年9月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来
 ております。つきましては、人格、見識にすぐれておりますみなかみ町上津2284番地
 6の栗原愛子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意
 見を求めるものでございます。

お二人とも人格見識にすぐれ、人権擁護委員として適任でありますので、よろしくご審
 議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第1号について
 質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第2号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

議 長（林 喜美雄君） これより諮問第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたし
 ます。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては原
 案のとおり同意されました。

議 長（林 喜美雄君） 次に、諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第26号 平成29年度猿ヶ京温泉交流公園イベント広場及び駐車場整備工事請負契約の締結について

議案第27号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(11t級)購入契約の締結について

議案第28号 平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(7t級)購入契約の締結について

議長(林 喜美雄君) 日程第11、議案第26号、平成29年度猿ヶ京温泉交流公園イベント広場及び駐車場整備工事請負契約の締結についてから議案第28号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ(7t級)購入契約の締結について、以上3件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 議案第26号について、まずご説明申し上げます。

本件は、平成29年度猿ヶ京温泉交流公園イベント広場及び駐車場整備工事の請負契約を締結をするものであります。

平成29年5月26日に条件付一般競争入札を行った結果、6,544万8,000円で、みなかみ町羽場1094番地、杉木土建株式会社、代表取締役杉木寿一が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第27号についてご説明いたします。

本購入契約は、社会資本整備総合交付金事業により除雪ドーザ11トン級を購入するもので、現在、藤原地区に配備しております同型のロータリー除雪機としても利用できるドーザと入れ替えを行うものであります。

旧除雪機においては、ロータリー除雪機として新治管内での除雪作業を効率化するために配備する予定となっております。

平成29年5月30日に指名競争入札を行った結果、1,753万2,720円で、コマ

ツ建機販売株式会社、関越カンパニー群馬支店群馬支店長、石綿航之介が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として購入契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第28号でございます。

本購入契約は、社会資本総合整備交付金事業により、除雪ドーザ7トン級を購入するものであります。

この除雪ドーザにつきましては、水上南部及び月夜野北部での除雪作業の効率化を図るため増強配備する予定であります。

平成29年5月30日に指名競争入札を行った結果、入札者が1社のみのため不調となりました。

地方自治法施行令167条の2第1項第8号の競争入札に付し、入札者がいないときに随意契約ができるに該当することから、指名競争入札の入札者である日本キャタピラー合同会社関東支社西群支店群馬営業所営業所長、永田敦之より見積もりを徴した結果、1,112万4,000円であります。

当該者を契約の相手方として購入契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第26号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第28号について質疑はありませんか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 説明で指名競争入札に付したところ、1社しかなかったというふうな説明があったんですけども、指名した業者の名前をお願いいたします。

議長（林 喜美雄君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） 指名業者名ですが、コマツ建機販売株式会社関越カンパニー群馬支店群馬支店長、長瀬浩、2社目で日立建機日本株式会社高崎営業所営業所長、泉山将人、3社目、日本キャタピラー合同会社関東支社埼群支店群馬営業所営業所長、永田敦之、4社目として、株式会社井上整備センター代表取締役、井上紳一、5社目、日の丸ディーゼル株式会社代表取締役、松本眞平、6社目として、北関東TCM株式会社群馬営業所所長、江守淳でございます。

以上です。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

議長（林 喜美雄君） これより議案第26号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、平成29年度猿ヶ京温泉交流公園イベント広場及び駐車場整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、平成29年度猿ヶ京温泉交流公園イベント広場及び駐車場整備工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長（林 喜美雄君） 次に、議案第27号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（11t級）購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（11t級）購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長（林 喜美雄君） 次に、議案第28号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（7t級）購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、平成29年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザ（7t級）購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第29号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（林 喜美雄君） 日程第12、議案第29号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第29号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

国民健康保険税につきましては、国民健康保険運営協議会の答申を受け、平成27年度に引き下げを行いました。その答申の中で、平成27年度から28年度の国保財政収支の状況によっては、平成30年度からの広域移行の具体化の進捗を勘案し、平成29年度の税率の見直しを行うことも答申がなされておりました。

それを受けまして町では、3月に平成27年度及び28年度の決算状況及び広域化の内容を勘案した引き下げ案を国民健康保険運営協議会に諮問しましたところ、引き下げが可能であるとの答申をいただきました。

答申を踏まえての改正内容は、国民健康保険税の医療費分の所得割税率8.5%を8%に、資産割税率、30%を20%に、被保険者均等割額2万7,000円を2万4,000円に、世帯別平等割額2万2,000円を1万9,000円にそれぞれ引き下げを行う改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第29号について質疑はありますか。

13番原澤良輝君。

13番（原澤良輝君） 提出された議案によって試算をしたんですけれども、150万の所得で2人世帯の場合は、前は1万2,000円の引き下げだったんですけれども、今回は1万9,700円、4人世帯にすると引き下げ額が前は2万円だったんですが、今回は2万4,500円というふうに試算できたんですけれども、前回平均7%ということだったんです

けれども、今回は平均するとどのくらいになるのか。

議長（林 喜美雄君） 税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えします。

町の試算では、国保税全額で4,700万引き下げ、全体の引き下げ率として7.9%引き下げになる試算になっています。それぞれの今の質問にありました世帯別の平均という形では試算していないで、こういう形で回答させていただきます。また、1人当たりの保険税の額としますと、試算の段階で被保険者数が5,866名で試算しますと1人当たり約9,700円減額になります。1世帯当たりですと約1万6,000円引き下げになる試算になっています。

よろしく願いいたします。

議長（林 喜美雄君） ほかにありませんか。

6番林誠行君。

6番（林 誠行君） ここの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、それから特定世帯、特定継続世帯ということで分けられているんですけども、特定継続世帯の層に、相当項目によっては3倍とか2倍とか、そういった引き上げがされるんですけども、この層というのは比率的には件数とかそんなのがありましたら教えていただければと思いますが。

議長（林 喜美雄君） お待ちください。

税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えします。

今特定世帯、特定継続世帯の世帯数の資料が手元にないので、後ほどお答えさせていただきます。

特定世帯につきましては、ご存じのとおり国民健康保険の世帯の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、残った国民健康被保険者が単身となった世帯でございます。また特定継続世帯といたしましては、上記世帯の5年以降の世帯を指します。後ほど世帯数を報告させてもらいたいと思います。お願いします。

議長（林 喜美雄君） 林議員、それでよろしいですか。

林誠行議員。

6番（林 誠行君） 私単純に考えまして、これ7項目あるんですけども、特定世帯アの項ですけども、その層は単純な計算だけですけども13%ほどの引き下げになります。それからイの項、特定世帯については11%ほどの引き下げになる。ウのほうの特定継続世帯については、50%の引き上げに、単純に考えたんですけども、こうならざるを得ない状況というのはどうなのかなと思ったんですが。

議長（林 喜美雄君） 税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えします。

試算の段階で引き上げになる世帯というのは、ないというふうに認識しております。よ

ろしくお願いします。

お答えさせていただきます。

今、林議員さんのご質問は、一番最後のほうの同号エ中200円を600円に改めるの
ところなんでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 林誠行議員。

6 番（林 誠行君） すみません。

これですと、3ページですか、1、2、3とあって、ここのところは特定継続世帯1万
6,500円が1万4,250円となるんですけども、それ以降4ページでは、特定継続
世帯3,850円、9,975円、その一番下、特定継続世帯700円、2,100円、ち
ょうど3倍、それからその次のページ、5ページのところで特定継続世帯2,750円が
7,125円と、ずっと引き続いて2倍から3倍というような扱いになっているんですけ
れども、こういう扱いというのはどうなのかなと思っています。

議長（林 喜美雄君） 税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えします。

これに関しましては、減額の関係の表記になっております。今まで条例上、4分の1の
額を表記していたんですが、今回の改正で減額額を表記させていただきました。この分が
減額になるということなんで、7割、5割、2割の減額になる額を表記させてもらったの
で、減額になるということでご理解いただければと思います。

よろしくお願いします。

議長（林 喜美雄君） 15番久保秀雄君。

15番（久保秀雄君） 暫時休憩願います。

議長（林 喜美雄君） 暫時休憩します。

（10時03分 休憩）

（10時05分 再開）

議長（林 喜美雄君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（林 喜美雄君） ただいまの提案でありますけれども、この後、お諮りしますけれども、所
管の委員会に付託ということになっております。ついては、そこでより議論を深めていた
だきたいというふうに考えておりますけれども、ついてはその後また全協等に報告する
ということ。

（「議運の中はどうか」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 議運の中からは出ておりませんでした。

委員長そういう確認でよろしいですね。

議会運営委員長（森下 直君） そういうことです。

議長（林 喜美雄君） よろしいですか。

5番小林洋君。

5 番（小林 洋君） 表記が変わったということなのですが、これ委員会に付託されて議論されるということなんですけれども、表記、見方についての説明というのは、やはり我々もその説明は受けないと、何がどう変わって、例えば6ページなんかでも、課税額とここでうたっていて、現行がウの特定継続世帯500円、改正後が1,500円と、どういうふうに見ればいいのかというのは、議論とは別に我々も判断するのに、この表記をどう解釈していいのかわからなくなってしまうのであれば、我々も最終的に判断に困りますので、その辺は委員会だけでなく、見方について変更が、表記について変更があるのであればきちんと説明してもらいたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） お答えします。

5ページなのですが、5ページの左側の（2）をごらんいただければと思います。法703条の5に規定するという規定になっておりますが、ここについては軽減の関係をこの条例で規定しております。3ページの保険税の減額23条から始まって4ページの一番最初が、これが7割軽減、それで（2）が5割軽減、それで（3）が2割軽減の規定になっております。それで特定世帯に関して今までウの表記につきましては課税額が記載されておりましたが、ここで表記としましては、法に基づいて減額される額の表記のほうが好ましいということで、今回ウについては修正をさせていただきたいというのが内容になっております。課税の計算のほうは、5割、7割、2割の軽減どおりで行われております。よろしく願いいたします。

（「わけわからない」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 15番久保秀雄君。

15番（久保秀雄君） 今減額をされた額ですと、こういうことですがけれども、じゃもとは幾らだったんですかと。じゃ、実際にこれからこれ減額されて幾らになるんですかと、これがやはり納税者の立場の感覚だと思うんですよ。これがわからないというような条例改正というのは全く受け入れられないと、こういうふうに思います。

それともう一つ、総務課長にお聞きをしたいんですけども、この国民健康保険のものがそういう表記になると、いろいろなほかの条例もあるわけです。ほかの条例は多分これは幾らですよ、これは幾らですよと、結果の表記になっていると思うんです。それらとのかかわり方はどのように考えているか、答弁をいただきたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

条例改正等につきましては、町の例規の審査に諮り、適切に処理をしているというふうと考えていたところです。今の今回の税の表記が変わったということについては、当然例規の審査の中で、担当課と例規のほうで十分協議がなされたものというふうに判断をしておりました。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 久保秀雄君。

15番（久保秀雄君） 今ちょっと総務課長のほうから、聞きたいところが聞けなかったんですけども、国民健康保険税だけ引き下げの数字を入れますよと、ほかのものもそうするとこれから全部そういう方式に改めていくのかどうか。そうすると、先ほど言ったように、納税者の立場でいえば全く理解できないんだと思うんです。その辺の考え方をぜひ聞かせていただきたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

納税、税条例になると、私も十分理解していない部分があるんですけども、それぞれの条例の内容、目的等に沿った形で条例ができていうふうに考えておりますので、今回の税条例の表記の仕方を踏まえて、ほかも全て同様に直さなければいけないということであるならば、そういう形で考えていかないといけないとは思いますが、それぞれの目的等がございますので、一概にそういう形で改正ができるかというのは、この場ではお答えできかねるということでございます。

よろしく申し上げます。

議長（林 喜美雄君） ただいまの件でありますけれども、明日、一般質問終了後に全協等ございます。その場において、先ほどの表記の変更についての説明をもう一度いただいたほうがよろしいかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

（「それがいいですね」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ということで、ご了解のほどお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第29号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第30号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（林 喜美雄君） 日程第13、議案第30号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といた

します。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第30号につきましてご説明申し上げます。

こども園など特定教育保育施設利用における保育支給認定証の交付方法につきましては、現行では支給認定保護者への一律交付となっておりますが、平成28年度、内閣府令により、窓口における保護者の申請に基づき認定証を交付するものとされたことによりまして、今般条例を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(林 喜美雄君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

これより議案第30号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(林 喜美雄君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(林 喜美雄君) ありませんので、これにて議案第30号の討論を終結いたします。

議案第30号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(林 喜美雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第31号 みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する
条例について

議 長(林 喜美雄君) 日程第14、議案第31号、みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 議案第31号についてご説明申し上げます。

みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例につきましては、平成24年に制定されていたところでありましたが、平成29年2月14日に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、例規整備が施行され、新たにサービスエリアまたは駐車場から本線への入口、117の2、高速道路番号118の3が追加になったことから、それ以降の枝番に既存の番号をそれぞれ変更するものであります。

また、別表、案内標識の図、入り口の方向103のA、入り口の方向103のBなどの文字をみなかみ町内に実在する名称等に変更するものであります。

さらに、別表備考1、本標識板2、文字等の大きさ等イの中で、案内標識の文字の大きさを3分の2または2分の1まで縮小できるとの規定を追加しようとするものであります。これは、良好な景観を大型の案内標識によって阻害することがないように、特定の場所において、必要以上に案内標識が大型化することがないようにできるための規定を設けるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第31号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。
これより議案第31号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ありませんので、これにて議案第31号の討論を終結いたします。

議案第31号、みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林 喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号、みなかみ町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第32号 平成29年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について

議案第33号 平成29年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（林 喜美雄君） 日程第15、議案第32号、平成29年度みなかみ町一般会計……

（「議長いいですか」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 森下君。

17番（森下 直君） ちょっと休憩をお願いします。トイレ休憩。みんなもう時間だから。

議長（林 喜美雄君） トイレが待てない人がいるそうなので、暫時休憩をここで入れます。そうすれば15分間休憩いたします。35分再開いたします。

（10時21分 休憩）

（10時37分 再開）

議長（林 喜美雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（林 喜美雄君） 日程第15、議案第32号、平成29年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第33号、平成29年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 議案第32号と33号を一括してご説明申し上げます。

まず最初に、議案第32号でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億8,242万5,000円とするものです。

歳出補正につきましては、2款総務費では、1項総務管理費3,483万4,000円の増額は、お試しサテライトオフィスモデル事業575万4,000円、コミュニティ助成事業200万円及びユネスコエコパーク調査登録事業2,500万円が主なものであります。

6款農林水産業費では、1項農業費582万4,000円の増額は、野菜王国・ぐんま総合対策事業費補助金交付事業270万4,000円及びフルーツ公園桃李館管理運営事業130万円が主なものです。

7款商工費では、2項観光費176万7,000円の増額は、ヘルスツーリズム推進事業119万1,000円が主なものです。

財源となる歳入補正ですが、国庫支出金1,495万6,000円の増額は、地方創生推進交付金1,000万円及びお試しサテライトオフィスモデル事業委託金1,495万6,000円の増額と過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円の減額です。

県支出金346万円の増額は、野菜王国・ぐんま総合対策事業費補助金218万円が主なものです。

繰入金2,200万9,000円の増額は、財政調整基金繰入金3,000万9,000円の増額とふるさと応援基金繰入金800万円の減額であります。

諸収入200万円の増額は、魅力あるコミュニティ助成事業助成金200万円です。

以上が一般会計の補正概要であります。

次に、議案33号についてご説明申し上げます。

収益的支出につきまして700万円増額し、総額を4億700万円とするものです。

特別損失の過年度損益修正損700万円の増額は、平成28年度消費税及び地方消費税の納付の不足額です。

以上が水道事業会計の補正概要であります。

以上、議案32号と33号を一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（林喜美雄君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第32号、平成29年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第33号、平成29年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について、後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（林喜美雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号、平成29年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてから議案第33号、平成29年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑以降については後日の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第16 一般質問

通告順序1 4番 石坂 武 1. 両支所を含む出先機関の今後の対応は
2. 管内小中学校の統廃合の考え方は

議長（林喜美雄君） 日程第16、一般質問を行います。

一般質問については5名の議員より通告がありました。

本日は2名の方の質問を順次許可いたします。

まず、4番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 4番石坂、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の前に、2点ほどお願いをしたいと思います。

まず、私自身も注意をしますけれども、質疑に際し、余りエキサイトすることなく、粛々と進めることをお互いに確認するというのが1点と。2点目につきましては、特に教育長にお願いいたしますけれども、50分ということで時間が限られておりますので、質問に対し簡潔に、その質問の部分にのみ答えていただきたいと思います。必要な部分につきましては順序だつて随時質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

今回につきましても、2問を質問させていただきますけれども、初めに、水上、新治両支所を含む出先機関の今後の対応についてですけれども、平成17年10月1日の合併以来、既に11年8カ月が経過し、合併当初約390名の正規職員が現在は当初の目標の240名体制を達成したと思っております。

両支所においても、合併当初約40名の職員でスタートし、先ほど申し上げた正規職員数の減により、ことし今年度においては、新たに1名減の11名体制と思います。その間のサービスの低下が顕著にあらわれているとか、今までその点については今まで150名もの職員数が減ったということで、いたし方ない部分もあるとは思っております。

過去にも、サービスの低下等に関連して支所機能の捉え方について一般質問をした経緯もあります。

240名体制を実現した現状において、これ以上の減は考えていないということでのよいのか。あるいは将来はさらに減を考えているのか。出張所的な機能に移行する考えがあるのか。さらに、今後は支所機能の閉鎖まで考えているのか、まずその点について伺います。

議長（林喜美雄君） 町長。

（町長 岸良昌君登壇）

町長（岸良昌君） ただいまの議員のご質問、一部重複いたしますけれども、本町におきましては行財政改革行動指針あるいは人材育成基本方針、これらを踏まえて定員管理を行ってきたところでございます。

平成17年10月のみなかみ町発足時の職員は385名でございます。10年後の平成27年度に240名にするという方針のもと、新規採用の抑制や職員の勧奨退職への協力依頼などを取り組んできた結果、平成29年4月1日現在の職員数は240名ちょうど、目標を達成するという状況になっております。

この数字につきましては、勧奨退職にご協力をいただいた既存の職員の皆様のご協力あってからこそこの数字であると深く認識しており、また感謝しているところでもあります。

今ご指摘のありました両支所の体制につきまして、当初、水上支所が35名、新治支所37名でありました。この間、町民の皆様のご理解をいただきながら、本所への機能の一元化を進め、本年4月時点では、それぞれご指摘のありました水上支所で11名、新治支所で12名となっております。

支所業務につきましては、除雪センター業務あるいは獣害対策センター業務など、特殊な業務を両支所において担っている部署も配置しているというところでございます。それ以外の戸籍あるいは税等の通常業務については、十分な対応ができていているというふうに理解しているところでございます。

なお、将来のことについてご質問がありました。みなかみ町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これについては国のガイドラインによって不都合な数字も明確にしろということになっておりますので、40年後のみなかみ町の人口七千数百人という推計がありますけれども、これは1万2,300人というものを何としても実現したいと、維持していくということで決定しております。そのために地方創生交付金等を活用し、多様な取り組みを

行っているのはご存じのとおりでございます。

今後それぞれの地域の活性化のためには、具体的に事業を展開し、活力あるまちづくりにつなげていくという必要がありますが、今申し上げたような数字を見ますと、職員の定員管理、公共施設の長寿命化や施設のあり方など、町の行政改革については、さらに進めていく必要があるという認識を持っております。

既にご存じのとおり、町営住宅管理あるいは上下水道の料金徴収、給食センターの業務などについては外部委託し、これらについては安定した運営が行われているというふうに認識しております。今後ともさらに外部化を進めるということは、不可欠であろうというふうに思っております。

本年度特に各課において、それぞれの業務内容に即して、外部化が可能な業務がないかということについても検討をさせているところであります。

なお、国で実施しております地方公共団体定員管理調査というのがございます。これによりますと、みなかみ町と同じ規模であります他市町村については、平成27年度類似団体職員数、こういうものがありますが、先ほどの240名のうち、みなかみ町においては一般行政部門174名という数字になりますが、類似団体では107名ということです。したがって、この数字だけを比べますと71名が、現況でも超過しているという状況です。そして、教育部門を含めた普通会計においては、本町では225名に対し、類似団体については139名、86名が超過しているということです。この数字を率に直すと38.2%、概略言った4割超過しているというのが、国が実施しております地方公共団体定員管理調査というものから見るとそうなっているということでございます。

みなかみ町は781平方キロメートルという広い町の面積があります。そして地形や気象条件、これらも地域ごとに異なる、そういうようなことがありますので、今言った数字で行政サービスができるかということについては、そのとおりと言いませんけれども、やはりそれらこれらのことについてもこの差をなくす、少なくするという方向で、今後とも努力を続けていく必要があることは間違いないと思っております。

そのときに町の行政組織の内部で職員みずからが行うという業務については、行政権原の執行、これについては公務員じゃなきゃできません。そして企画政策的業務、これらに重点を置いていかないと、先ほど言ったようなことにはならないと思います。他の類似団体がそういう方向に動いているということもございますので、これらについてはさらに進めていかなきゃいかんということだと思えます。

そして、今ポイントとしてご質問のありました両支所の機能をどうするのかということにつきましては、やはり広い町ですから、新治支所、水上支所、あそこの場所に一定の職員がいる必要があるというふうには考えています。これについては何らかの災害のときであるとか、その他の対応のときに職員として現場に近いところに何人かいる必要があるだろうということもありまして、この間、獣害センターであるとか、除雪センターをそれぞれの支所に設けているという理由もそういうことでございます。

したがって、支所機能を今後どうするかということについては、現行の機能を維持していくというのは当面の目標だと思っておりますし、全体の職員数の削減というのは今お話

しましたけれども、それが支所を先行して削減するという状況にはないだろうという認識は、これまた持っているところでございます。

いずれにしても、全体の中でさらに外部化を進め、安定的に外部化できるものについては、町民の方々のご理解を得ながら進めていかざるを得ないというのが現行の地方行政自治体のあり方だという認識を持っております。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

- 4番（石坂 武君） 少子・高齢化の状況下、支所まで行くのにも支障を来しているという人たちが大勢おります。現状の支所機能の確保は最低限必要ということで私は考えておるわけですが、先ほどの町長の回答の中では、当面はその方向でいきますということによろしいのでしょうか、再確認させてください。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほど申しあげましたように、長期的には今の240名をどういう数字にいつ持つていくのかということを引きつと幅広いご意見をいただきながら検討するという時期に来ているという認識は持っております。

しかしながら、そのときに支所を優先して減員すべきだという認識は持っていないということは今申し上げたとおりでございます。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

- 4番（石坂 武君） 現実に支所管内に住んでいるの方々にとっては、非常に重要な問題と考えております。その点を踏まえて今後の対応、取り組みをお願いしたいと思います。

次に、出先機関であるカルチャーセンターにおいても、人事異動により正規職員が今までの3名体制から2名体制になりました。聞くところによると、そのうちの1名の職員は消防団に所属をしているということもあり、突発的な部分も含み年休の取得等において支障が出るのではないかと危惧をしておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 教育長。簡単をお願いします。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） カルチャーセンターの状況についてお答えをさせていただきます。

まず、カルチャーセンターの開館時間は午前9時から午後5時まででございます。

（「聞いていないですよ」の声あり）

教育長（増田郁夫君） 夜間利用がある場合につきましては、午後10時までが利用できます。また毎週月曜日を基本的には休館日ということでしております。

次に、職員についてでございますが、平成29年度は正規職員が2人、臨時職員2人。

（「議長いいですか、臨時職員ということ聞いていないですよ」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 続けてください。教育長。

教育長（増田郁夫君） トータルとして結局は4人体制ということで、臨時を含めて4人体制をつくっているということなんですけれども、そういった中でセンターの管理運営、それから環

境整備、図書室の業務もありますし、文化事業の推進など、これも担ってもらっているところでございます。

先ほどお話いただきました職員の勤務体制でございますが、土日や祝日につきましては開館日となっている特殊勤務の職場がカルチャーセンターでございますので、職員は休館日と平日に週休日の振りかえを行うようにしてもらっています。勤務時間は8時半から5時15分まででありますけれども、夜間利用がある場合については、遅出の勤務時間での対応をするようにしてもらっています。

(「議長、いいですか」の声あり)

議長(林 喜美雄君) 教育長、手短かに続けてください。

教育長(増田郁夫君) いいですか。

土日等ではございますが、そこに用事等がある職員の場合、それから休暇をとりたいたいという場合につきましては、職員同士で勤務日の割り振りをうまく調整して対応してもらっています。こちら辺が職員の調整ということでもらっているわけです。議員さんもお考えのとおり、そういうふうにすると心配なことがあったり、サービスも町民に対してどんどん低下してしまうということだと困るということであると思いますが、カルチャーセンターにおきましては昨年度から専用のホームページをリニューアルしてやっています。

(「議長、聞いていないですよ」の声あり)

議長(林 喜美雄君) いやいや概要ですから。

教育長(増田郁夫君) 全体の様子をご理解いただいて、確認をいただいて、勤務等についてもご理解いただければということで説明をさせてもらっています。そんなに時間はかけないようにしていますので、いいですか。

(「まだいっぱいあるんですよ、質問が」の声あり)

教育長(増田郁夫君) ちょっと端的に言います。

それから、ホームページ等、カルチャーセンターよりも12月から毎月出すように頑張ってもらっています。そういうことで、職員同士でうまく調整、研修もしながら対応しているところでございます。

今年度は特に利根沼田文化会館が……

(「いいですか」の声あり)

議長(林 喜美雄君) 軽く。

(「随時、私が必要な部分は質問しますと言っているわけですよ。利根沼田文化会館も順序だって質問するんですよ」の声あり)

教育長(増田郁夫君) だったら先に。

議長(林 喜美雄君) カルチャーに限ったことで締めくくってください。

教育長(増田郁夫君) でもカルチャーに限ってと、文化会館が耐震工事しているのでカルチャーセンターにどんどん余計仕事が頼まれることが多いだろうということが当然想定されて、議員さんが想定されていると思いますので、そういうことも含めてそれを見込んでカルチャーセンターのほうは、皆さんが気持ちよく、遠慮なくご利用いただけるようにしてもらっているところなんです。

教育委員会としましては、この職員の中でサービスも低下しないように、臨時職員を含めて研修を充実させたり、ホール技師などうまく先を見据えてもらって、対応していきたい、そういった必要な助言等も教育委員会としてさせていただくということで進めておりますので、大変長くなってはいないと思うんですが、失礼します。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 冒頭でそういう危惧される部分があるので、随時必要に応じてしますということを行っています。それにもかかわらず、こういうふうには延ばすと、そういったことは時間延ばししか考えられないですよ。誠意が余りにもありません。冒頭、エキサイトもしませんというようなこととお誓いもさせてもらったんですけども、対教育長に対してはそれできないですね。

また、特にこれから出るんですよ。今年度においては、利根沼田文化会館の改修工事ということで、先日も沼田女子高等学校声楽部の発表会があったり、通常ではないイベント等がふえているのが現実であります。土曜、日曜の使用等を含め大変な状況と思いますし、今回の人事異動の内示の段階では正職員3名体制が確保されていたにもかかわらず、なぜか急遽2名になってしまったと、大いに疑問を感じるどころです。今後早急に3名体制に戻す必要があるのではと思いますけれども、この点についてはどう捉えているか、正規職員が目標数値の240名になった後の内示であったことを考えると、そうすべきだと思いますし、できるはずだと思います。端的にお答えください。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 本年度のように、やはり正規につきましては2名引き続きうまく連携、調整、研修で資質は向上していただきますので、臨時職員を2名お世話になって、トータルとして4名で継続して業務に支障を起こすことのないようにしていきたいということで考えております。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 最近臨時職員という部分が募集であったと思うんですけども、その辺の勤務内容とは、また別の常勤の臨時職員が2名いると、そういうことでよろしいですか。

議長（林 喜美雄君） 教育課長。

（教育課長 杉木隆司君登壇）

教育課長（杉木隆司君） お答えいたします。

正職員が2名と常勤の臨時職員が2名の4名体制で今4月からスタートしたんですけども、先ほど議員のご指摘のように沼田文化会館の関係で貸し館業務等も大分ふえてきたと。それとある程度、カルチャー施設の環境整備等も必要ということで、急遽募集をしまして6月1日から10月31日までの間、非常勤なんですけれども、1名の方をお願いしているという状況でございます。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ちなみに合併時の正規職員はたしか3名だと、自分のほうで把握しておりましてけれども、実際はどうだったのでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 合併時、17年度については館長、係長、職員ということでおっしゃられたとおり3名でございます。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） そうすると、ずっと今まで維持されていた正規職員の3名体制が現状は2名ということで1名減ったと。それで、余り支障があるかないかの明快な回答をいただけませんでしたけれども、その辺については今後考えていけるものなのかどうか。体制を戻すということですけれども。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 3名体制については、平成17年から20年までお世話になりまして、それ以降2名体制ということで、今後につきましては、また特にそういったことについては総務課との相談、対応、調整も必要になってくると思いますので、また検討させていただきたいとは思いますが、以上です。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 冒頭話が出た人数と若干違っているのではないのでしょうか。前年度は3名体制ではありませんでしたか。

議長（林 喜美雄君） 教育課長。

（教育課長 杉木隆司君登壇）

教育課長（杉木隆司君） 正規の職員体制につきましては、昨年度が3名です。その前に2名という形でやっていたこともありまして。その分、嘱託員の職員の方ですとか、そういう方もお世話になりまして、総勢4名というような体制で事務のほうを執行しておりました。

以上でございます。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 次に、みなかみ町水上児童館の職員体制について教えてください。

議長（林 喜美雄君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 鈴木伸一君登壇）

子育て健康課長（鈴木伸一君） 子育て健康課長、鈴木です。よろしく申し上げます。

水上児童館の体制ですが、現在臨時の方7名で対応しております。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 児童館長は誰が当たっていますか。

議長（林 喜美雄君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 鈴木伸一君登壇）

子育て健康課長（鈴木伸一君） 児童館長は、子育て健康課長が兼ねておりまして、現在私が務めております。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 兼務ということで、常勤じゃないということで理解してよろしいかがまず1点と。

児童館の条例施行規則3条、職員の事務の項において、館長は上司、いわゆる町長の命を受け、児童館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督するとなっています。掌理とは、仕事を担当して取りまとめるという意味だと思いますが、常勤でなく掌理ができるものなんでしょうか。本庁とも離れているという状況等、問題があると思いますが、その点はどうでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今議員からご指摘のあったことについては、まさに先ほど私が申し上げたところの公権力の行使という話だろうと思います。責任がどこにあるのかということです。今おっしゃったことはそうだと思います。現場での実務、作業等々については、委任するということは十分あるというふうに私は承知しております。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 今までの質疑の中で、職員の数等も把握されたような状況ということと、そういった関係を含めて数々の問題点があるということがわかりました。このような出先機関における問題、課題を今後改善に向け、先ほど町長が触れた部分と重なりますけれども、どのように今後管理運営していくか、再度伺います。何か起きたときに最高責任者である町長に責任が及ぶというのも危惧して質問しています。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今カルチャーセンターの運営についてお話でございました。文化施設も、町内にも多々あるわけでございますけれども、カルチャーセンターが拠点施設になっているということでありまして、利用についても重点化されているというのが現状だろうというふうに思っています。そして、先ほど申し上げました一番最初に答弁したのとかかわってきますけれども、文化施設、特に文化ホール等の管理運営については、他の自治体において外部化しているという事例が非常に多くございます。つまり、カルチャーセンターでの業務がいつも定型的と言い切るわけにはいきませんが、定型的、専門的業務が多い

という部分については、ちょうど外部化になじむ施設だという認識は持っております。

とはいいながら、町の利用がカルチャーセンターに集中している。そして現況においては、文化行政の各般の行政的判断あるいは文化団体との調整等についても、教育委員会の本所だけではなくて、カルチャーセンターもそういう機能を持っているという現実がありますので、今すぐにとりうふうには思っておりませんが、外部化の検討のし得る組織だということも思っております。外部化したときに、実務的にそこに集中的に濃密にやるということも、外部化すれば可能であるというメリットも外部化の中には一つ含まれているというふうに思います。

結論は持っておりませんが、活動を強化する、それをどういう形でやっていくのが最も適切かというときには、いろいろな選択肢があろうというふうに思っています。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 以前にも臨時職員の件については一般質問しましたが、正規職員の大幅減とは逆に大変多くの臨時職員が勤務されていると。正規職員の方も、これ何回も言いますが、臨時職員の方も命の重さは同じですと、そういうところを強く意識していただき、福利厚生面等の対応も含めて今後取り組んでいただくことをお願いして、次の質問に移ります。

2問目は、管内小・中学校の統廃合の考え方についてですが、まず質問の相手方として町長と教育長ということで通告は出ささせていただいておりますけれども、質問の趣旨からして教育長を中心に回答をお願いしたいと思います。町長には質問の終盤でお聞きをするということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

さて、全国的な少子・高齢化、人口減少については、当町においても同様です。既に小・中学校の統廃合の件については、少子化に対応した活力ある学校づくり検討委員会が組織され、その点についても協議されていることは承知しておりますが、具体的な部分が見えてきませんでした。この部分については、なぜか私が一般質問の通告した後に、つい先日の5月29日の全員協議会の席で検討委員会より示された提言書なるものが提示されました。既に1月に提言されたものが、なぜ今ごろになって提示されたのかと。一般質問の通告内容を見て、その後、質問の直前に全協に出してきたのか、意図的にやったとしか思えません。その点について簡潔にお答えください。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） ただいま議員さんからご質問いただきました提言については、一般質問で石坂議員さんからありました。でも、やはりこういった検討を重ねてきた提言については、ご協力、ご支援、極端なことをいいますと、ご指導もいただけるということで議員さんに提言については、見ておいていただいたほうがいだろうということで、おっしゃられたとおり、大変提出、見ていただく機会が遅くなってしまったのは、まさにミスってしまいましたが、より望ましい方向を研究、検討していくためにも、議員さんからの貴重なご助言等がまたいただける機会にもなるということで、提示させていただいたんでござい

ます。

以上でいいですか。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 私の通告した内容を見て、焦って5月29日の全員協議会に出すという、甚だ私を、甚だ議会を軽視した対応と言わざるを得ませんし、1月の時点で出された提言であるならば、3月議会の時点で出すことができたはずです。なぜ出さなかったのか、その点を伺います。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） まさに提言を受けて教育委員会協議会の中で具体的な方向についてしっかり研究、協議して方向性を出していかなければということがずっとございましたので、議員さんに提言をごらんいただいてという発想すら、申しわけなかったんですが、その当時については3月議会の前には、発想を持てなかった、そういう至らなさがありましたので、大変申しわけなかったと思います。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 5カ月間もそういったことの出発点がないということ自体、理解できません。出すにしても全員協議会の前に所管の総務文教常任委員会にまず出して、検討してもらうというようなことが筋ではないでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） まさに総務文教委員会が積極的にご協力、ご指導くださいますので、先にそちらにということもおっしゃられるとおりでございますね。それができませんでした。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 重ねて重ねてになりますけれども、今回の対応については、一般質問の前にとりあえず出せばいいや程度の安易な考え方だとは思えませんが、その辺どうでしょう。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 出し方、時期を含めるとそのように解釈されてしまうのも、やむを得ないですけれども、本質的にはやはり貴重な提言としてこれまでの検討をまとめてもらったものができているので、ごらんいただいて今後に活かしていくということでお出しさせていただいたということでございますけれども。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 一連の対応についても誠意を求めておきたいと思います。

次に、関連で26年度、27年度、28年度の町内の出生数を教えてください。

議長（林 喜美雄君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 内田 保君登壇）

町民福祉課長（内田 保君） 26、27、28年度の出生数についてお答えいたします。

26年度79人、27年度91人、28年度82人、3カ年で計252人となっております。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 今報告があったとおり、町内の出生数が平成26年度で79名、27年度で91名、28年度で82名と、町内全体で100名に満たない状況です。こういった状況、現状を考えると、早急に取り組まなければならないと思いますが、その点についてはどう今後に向けて考えているか、進めるつもりか伺います。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 今後に向けてということで若干、5分かからないように。

（「3分」の声あり）

教育長（増田郁夫君） 3分はちょっと、町長さんから諮問をお受けいたしまして3回の準備委員会を経て、平成27年5月に少子化に対応した活力ある学校づくり検討委員会を立ち上げました。この検討委員会では全体会議や各地域の有識者、各PTA会長、それから女性役員の方、教育委員により組織された運営委員会と管内小・中学校のPTA役員を中心とした保護者部会や月夜野地区、水上地区、新治地区に分かれての地区別の分科会、こういったものを開催するなどして、少子化に対応した活力ある学校づくりについての協議を本当に検討していただきました。

（「今後に向けてどう考えているか、進めているか、過去の経緯は要らないですよ」の声あり）

教育長（増田郁夫君） いいですか、もうほぼ。この協議内容を受けまして、提言をまとめていただいた先ほどのところで教育委員会協議会を開催いたしまして、検討、研究を重ねてきました。これらの協議内容、それから検討委員会からの提言も踏まえまして、町長さんにちょっと遅くなってしまっていますが、研究、検討をして、答申をできるだけ早くするように進めているところでございます。

特に、今後に向けてでございますけれども、少子化の検討委員会で提言をいただきましたが、具体的には再編後の将来のビジョンを共有することが重要だということ、それから児童・生徒、そしてその保護者の方、将来の受益者であります就学前のこれからの子供の保護者の声もしっかり重視して、地域住民の方などと教育上の課題をしっかりと共有し合って、十分理解や協力を得て進めていくこと。

それから、学校の適正規模・適正配置には、いろいろな課題が付随しますが、その解消、緩和にも向けてしっかりした見通しを持って計画を作成していくということ、それから学

校と地域の関係づくり、地域生活やコミュニティとしての学校のあり方、これを考えることや児童・生徒の安全性の確保、それから通学の負担軽減、特に通学距離が長くなると、これではもうスクールバスでの送迎をしっかりと検討すること。

(「まだですか」の声あり)

教育長(増田郁夫君) あと1分ぐらいで、あとこれもこの間、出ましたが、部活動等の課外活動、これについてもやる。

(「そういうのはいいから、今後をどうするかだけでいいですよ。

町長に何らかを出しますとか、そういうことなんです」の声あり)

教育長(増田郁夫君) でもでき次第、答申をまず町長さんにお出しすると、それでよかったんですか。

(「後でいろいろなことは後で言いますから」の声あり)

議長(林喜美雄君) 石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4番(石坂 武君) 検討委員会が組織されて既に2年以上が経過しているわけですよ。私の現役時代に行財政改革調査会というものがありましたけれども、1年3カ月の間にたしか5項目の答申をしております。早ければ必ずしもよいというものではないんですけども、今回は余りにもスローな対応と言わざるを得ないですよ。町長、町としてもそれを受けて最終的な方向を町長は出すんだとするならば、早く出すのが当たり前で、これから検討して早目に出します、そんな悠長なこと言っていられないんじゃないですか。

また、この問題については、既に議会全員協議会の席等において、頻繁に他の議員より質問、指摘がされているわけですよ。5月29日も全く同様でした。1年、2年なんてすぐに過ぎてしまいます。既に現実2年が経過してしまっただけではないですか。また、それで5カ月がたって、またこの先、いつ結論が出るんですか。町村合併のときもそうでしたが、大きな問題に直面するときは、必ず賛成、反対が出ますよ。いつまでも結論を出さず先送りにすることが問題で、絶対にだめなことです。喫緊の解決すべき課題だと思いますし、余りにも遅い対応が影響してか、ちまたでは2020年には中学校が1校になるんだってねなんて声があるんですよ。そういったようにいたずらにうわさが先行するという危険性もあります。その点どうでしょう。簡潔に教えてください。

議長(林喜美雄君) 教育長。

(教育長 増田郁夫君登壇)

教育長(増田郁夫君) おっしゃられるとおり、当然諮問をいただいて2年を経過しているところですので、できるだけ早く、そして教育委員会協議会でも検討をかなり進めてきていますので、町長さんにはできればもう本当に今月中に答申をさせていただくぐらいに、しっかりとまとめていければというふうには考えているところでございます。

議長(林喜美雄君) 石坂君。

(4番 石坂 武君登壇)

4番(石坂 武君) 既に検討委員会より提言として出されたものが教育委員会でもまわっているということがそもそも理解できませんし、検討委員会の方々は既に町、町長に意見具申がな

されていると思っっているのではないのでしょうか。教育委員会で再度検討というのは、いたずらに時間を費やす時間がないし、第一検討委員会の存在すら否定することにはなりませんか。検討するのは最終的に結論を出す、町長、町にあって、必要があればそこで町長が意見を求めますよ。そういったことを考えれば悠長なことは言っていられないと思いますけれども。

(「教育長ですか」の声あり)

4 番(石坂 武君) 教育長ですよ。町長は受ける立場だから。

議長(林 喜美雄君) 教育長。

(教育長 増田郁夫君登壇)

教育長(増田郁夫君) でもしっかり検討委員会のほうではいろいろ協議をしてくださって、提言をくださっています。これはやはり教育委員会としては将来を見据えて、期待のできる学校づくりを当然考えております。単純な統廃合ということだけではなく、目指すべき、理想とする学校づくりということで真剣に教育委員さんにもお考えいただいて、ご意見いただいてきておりまして、時間が経過してしまっているところですが、それを踏まえて答申を町長さんにこの後、できるだけ早く出させていただきます。

議長(林 喜美雄君) 石坂君。

(4 番 石坂 武君登壇)

4 番(石坂 武君) 時間が余らないので簡潔に回答してください。

学校の統廃合については避けて通れないんだと、私自身は思っております。既にクラブ活動を初め集団活動にも支障が出ている現実をどう考えますか。

議長(林 喜美雄君) 教育課長。

(教育課長 杉木隆司君登壇)

教育課長(杉木隆司君) 現状のみ答えさせていただきます。

とりあえず部活については、議員さんがおっしゃるとおり、確かに人数が少なくて成り立っていない部活もあります。例えば今年度でいきますと水上中学校と新治中学校の野球部は連合でやっていますけれども、この秋以降は休部予定というような形です。また、今後5年間において、新治中のソフト部ですとか、剣道部といった部活も廃部というような形になっています。部活の数も減ってきているというのが現状でございます。

以上です。

議長(林 喜美雄君) 石坂君。

(4 番 石坂 武君登壇)

4 番(石坂 武君) 次に言いますけれども、次に小学校入学前の園児についてですけれども、保育園中の第三保育園を除き公民の別はともかくとして、つきよのこども園、にいほるこども園、水上わかくりこども園と幼児教育の部分が旧町村間で一元化されております。新治地区においては、小学校も既に1校ということで問題はないんですけれども、月夜野地区においては、つきよのこども園とわかくりこども園に通っている子供と分かれております。また小学校は古馬牧、桃野、月夜野北と分かれて入学することになり、月夜野地区からわかくりこども園に通っている子供は、学校区の関係で北小へということになっております。

水上地区においては、第三保育園が先ほど申し上げたとおり休園中ということで、わかくりこども園に通っていながら、小学校は水上小学校と藤原小へ行くと、そういう現実があります。学校統合がまだ先ということであるならば、町村合併された中で弊害とも言うべき現状の打破に向けて、学校区の見直しも積極的に進めるべきではないかと思いますが、その点どうでしょうか、簡潔にお答えください。

議長（林 喜美雄君） 教育長。

（教育長 増田郁夫君登壇）

教育長（増田郁夫君） 学校区の見直しについてでございますが、特に学校の配置に当たりましては、子供たちの通学条件をしっかりと考慮することが必要ですし、統廃合するということで通学距離の延長、それから子供たちの学習、教育条件を不利にするようなことがあってはなりません。特に子供たちの負担、それから安全面、これには配慮して、地域の実態を踏まえて通学条件、通学手段が確保されるようにする必要があります。

国のほうでは、小学校ではおおむね4キロ以内、中学校では6キロ以内で、スクールバス等の利用をしたときも1時間以内ということを目安で上げております。学区の指定については、これは学校教育法施行令第5条がございまして、うちの町内でも小・中で2校以上は当然ありますので、この法令に従って通学区域を定めてきていますので、ただ条件として。

（「見直しする余地があるかないかだけ答えてください。時間がな
いんで次もあるんで」の声あり）

教育長（増田郁夫君） まだあります。

（「まだあります。質問はまだいっぱい残っているんだよ」の声あり）

教育長（増田郁夫君） 前段があるけれども、この後、話すんですけれども。

（「施行令があつてだめだからだめなんですよという考え方なんでしょう、だからいいです。もう次回で」の声あり）

教育長（増田郁夫君） 法令はありますけれども、ただ特別な条件がある場合については、教育委員会のほうで判断してそれを認めることもあるんですけれども、じゃ、それはいいんですね。

議長（林 喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 施行令があるなんて、こっちは百も承知しています。それを覆ってまでも我々はやるんだよとか、そういった姿勢があるかないかを聞いていたわけですから、それはもう結構です、やる気はないようですから。

次に、各地区の学童保育の取り組みについてと問題点があれば、簡潔に説明をしていただきたいと思う。またその問題点がある場合にはどういうふうに連携を、担当課である子育て健康課と教育委員会とで対応しているか、その辺をお聞きしたいと思う。簡潔にお願いします。

議長（林 喜美雄君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 鈴木伸一君登壇）

子育て健康課長（鈴木伸一君） お答えします。

現在、学童クラブにつきましては新治地区、月夜野地区、水上地区、それぞれ各1施設ずつございまして、それでそのほかに学童クラブの機能はないんですが、子供を遊ばせる施設として水上地区に児童館が1施設ございます。

それで、それぞれ新治学童クラブにつきましては、老朽化等が進んでおりまして、そういう問題もありましたり、それと月夜野学童クラブは定員がオーバーということで、そういう問題もございまして。それからわかくりが特に今のところ問題はないんですが夏休みに。

（「簡潔に」の声あり）

子育て健康課長（鈴木伸一君） はい。それと連携なんですけど、教育課の担当しております放課後子ども教室ですか、そちらのほうの担当者と子育て健康課、それと学童クラブ。

以上です。

議長（林喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） ここで町長に伺います。

今までの質疑のやりとりを通して、教育長の対応について町長の個人的な見解として、率直にどう感じたかということをお答えください。

議長（林喜美雄君） 町長。

町長（岸良昌君） 少子化、非常に激しいと、これ明確です。成人式220名、中学校に入ってきたのは120人、それで小学校に入学が100人前後と、これに危機感を持ちまして、27年1月に少子化における活力のある学校づくりということをお話をお願いしたわけでございます。時間がかかっているというお話がありましたけれども、非常に大きな組織をつくって、地域別あるいは世代別とっていいんでしょうか、委員会をたくさんつくっていただいたので時間がかかったということだと思います。

先ほどからご指摘いただいているこの報告書、項目として提言が12書いてあります。全てこのことを気をつけろ、あのことを気をつけろ、こういうことを考えろで、これだけでもらっても、教育委員会は右から左に私のところには持ってこられないだろうと、そういうことで教育委員会での検討に時間がかかったんだろうと思います。

今申し上げたように、少子化の中で、少人数の中でどういうふうに教育効果を上げるかというのは、教育委員会でもっと大切ですから、そうすると今の学区割のお話も出てくるんで、教育委員会の検討に時間がかかっているということだと思います。

したがって、この間の教育長の努力については評価するところですし、やはり問題が問題だけに時間がかかってしまったと。そして議会対応について問題があったということについては、私からも率直におわびしたいと思っています。

議長（林喜美雄君） 石坂君。

（4番 石坂 武君登壇）

4番（石坂 武君） 時間がないのでまとめさせていただきますけれども、今の町長の回答、ごもっともだと思いますけれども、それにしても時間がかかり過ぎていますよと。

ただいまの町長の回答の部分を除き、今までの回答を聞いて感じたことですが、

一貫して積極的な姿勢が全く見られませんでした。やる気も感じられませんでした。その場逃れの回答も残念です。

特に、教育長が前向きでなく、気持ちの入らない回答に終始されたことが特に残念でした。

今回の質問については、通告とは別に教育委員会に二度、私は伺っております。教育委員会に対し、全く信頼を置くことができなくなりました。

今後は、教育委員会に対し、通告のみで臨ませていただくこと、あえて発言をさせていただきます。

一般質問のわずか2日前の提言書の提示という暴挙により、一般質問の内容も短期間で大幅に私はやり直さなければならない結果となりました。責任は感じているかどうか、今回答を求められませんが、私の事前準備の期間、時間は何だったんだろう、そういうことも聞きたいと思います。全く考慮していなかったと。

いずれにしても、先ほど来、申し上げているとおり、この問題については、将来を担う子供たちに対して大きな影響を与えるということ、大変重要であり、喫緊の課題であるということを強く意識していただき、町長、町に対して一日も早く答申、意見具申をしていただき、さらに一日も早くその先の結論づけがされることを期待して質問を終わります。

議長（林 喜美雄君） これにて4番石坂武君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（11時35分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（林 喜美雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（林 喜美雄君） 初めに、ただいまの審議の中で、国民健康保険税条例の一部改正にかかわるところで、税務課長より答弁残しがあったということで申し出がございましたので、お願いいたします。

税務課長。

（税務課長 岡田宏一君登壇）

税務課長（岡田宏一君） 先ほどの質問の中で個々の加入世帯数について後ほどということで、今調べさせてもらったので、お答えさせていただきます。

全体の世帯数で、29年4月現在3,473世帯です。そのうち特定世帯が258世帯、特定継続世帯が56世帯という状況になっています。

よろしくお願いいたします。

**通告順序2 5番 小林 洋 1. 住宅宿泊事業法案について
2. 二次交通について**

議長（林 喜美雄君） これより一般質問を継続いたします。

5番小林洋君の質問を許可いたします。

小林君。

（5番 小林 洋君登壇）

5番（小林 洋君） 5番小林洋、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、最初ですが、住宅宿泊事業法についてなんですが、これはご承知のとおり、今国会のほうで審議されている法律であって、まだ成立しているものではないんですが、我がみなかみ町は観光立町を目指し、観光と農業を中心に町を盛り立てていこうという方針がある中で、この法律は基本的に国のほうがオリンピックも控え、宿泊施設不足を補うために、不動産関係の業界のほうの視点から立って空き部屋、もしくは都心も部屋がどんどんあいてくるというようなところをうまく利用して、クリアしようというところが基本だと思います。

我が町も農業体験等でいわゆる民泊というものが数年前から行われていて、非常にうまくいっているところであると、私のほうも思っております。

そこで、ただこれが事業としてさらに広がってきたときに、我が町は面積も広いですが、観光業態も多種にわたり、観光業者もいろいろな地域地域によってまた商い方というか、営み方が違ってくると、私は考えています。そういった中である程度、もうこれは法案の要綱がほぼこれ額面のとおり、時期はともかくとして、半年ずれるかどうかわかりませんが、法律は成立すると考えたときに、法律の中の要綱の中で、第2章の第4節雑則の中で、唯一自治体が地域の考え方である程度営業日数等が決められるというような項目があるわけですが、その辺のまだ成立されていない法律なんですけれども、私としては今からこれだけ各観光が多種にわたる当町にとっては、地域の皆さんやそれにかかわる業者、また不動産業者等々の話を聞いておいて、町としての考え方というのをまとめておくべきではないのかなというふうに考えています。

というのは、やはり管轄機関が県であったり、保健所であったり、観光行政とか、地域性を広く見られるような場所が監督場所にならないと思っておりますので、その辺の観光地としての考え方を周りに先駆けてまとめておくべきではないのかなと、こんなふうに考えているところなんです、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（林 喜美雄君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま小林議員から住宅宿泊事業法、これに関連してご質問がありました。

何回かに分けて答弁というふうに考えておりましたが、今最後のご質問までありましたので、細かいところは除いて一連の流れでご説明したいと思います。

いわゆる民泊という話については、今ご指摘がありましたように、みなかみ町農家民泊については、群馬県の最大の先進地、これは経緯的にいいますと、今一般社団法人みなかみ体験旅行が立ち上がって、そこが運営し、農家民泊が非常に広く行われています。これが始まったのが今ご指摘ありましたように、平成20年からということですが、農

水省、文科省、総務省の共同によります子ども農山漁村交流プロジェクト、この受け入れ態勢整備地区として発足したということです。

実数で28年度においては、195件の農家さんが登録されて、受け入れとしては105団体1万298人を受け入れたというような実績でございます。

国においても、特に平成29年度の農村振興分野での主要な新規施策ということで、農泊の推進ということが挙げられています。そこに書いてあるのは、農泊とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村の人々との交流を楽しむ滞在というようなことで、国のほうではいわゆる農家の民泊だけではなくて、古民家を改修して活用した宿泊施設など、旅行者のニーズに合った多様な宿泊手段で、さらに農山漁村に滞在して魅力を味わってもらおうといったような施策をこし重点として提示しているようでございます。

そのことは別としまして、実際みなかみ町は非常に多くの団体、子供たちと言わせてもまいりますけれども、来ていただいて、そういうところで接触する機会がありますと、本当に都会の子供たちにとって、みなかみ町に来て農業体験をする、農家に泊まるというのは、本当にいい体験なんだなというふうに思います。よく言わせてもらうのがカエルの色変わったの知っているとか、泥の上歩いたの初めてだよとか、トマト嫌いだったけれども、農家のお父さんと一緒にトマトをとったらおいしかったとか、私は何を思っているかというところ、いろいろところで言わせていただきますけれども、日本人の子供が日本人として育つために、やはり変な言い方ですけれども、米というのは草に成るんだよとか、そういうことを知ってもらうというのは、日本人の子供を育てるという意味では本当に大切だと思っています。

そういう提供の場としてみなかみ町は非常に優位ですので、みなかみ町内の農家民泊をさらに強めていく必要があるというふうに思っていますし、それから受け入れ農家さんにおいても、先ほど言ったように既に195軒の方が登録していただいているというように、受け入れたほうも元気のもとというようなことなんで、これについてはさらにやっていきたいと思えます。もう一方ではインバウンドの受け皿としても農泊というのが非常に有意義だというようなことは言われています。

詳細が必要であれば、後ほど観光課長はもっと細かい数字は説明できますけれども、続いて今のいわゆる住宅を活用した宿泊サービス、この話です。

世界各国で既に展開されていて、日本においても特に都市において宿泊施設が足りないというようなことを受けて、訪日外国人旅行者が急増する中で、多様なニーズに応じて都市型民泊サービス、これが東京、大阪を中心に急速に広がってきているということでもあります。

そのようなことから、今ご指摘の法案が閣議決定されて施行されるという段取りになっているところですけれども、これについては言うまでもなく、民泊サービスに起因した近隣住民とのトラブル等が数々発生して、徐々に社会問題になっていると言われております。これをどう規制するか、一定のルールを定めて健全な民泊サービスの普及を図るといった趣旨の法整備だと思えます。ここについてどういう段階でどんなことが検討されているか、今小林議員のほうからもありましたけれども、もし必要であれば、担当課で調べています

ので、答えさせます。

そして、質問の最後、町としてどういうふうにしておくだというお話です。今、小林議員のご指摘はきちっと勉強しておく必要があるだろうということなんで、それはそのとおりだというふうに思っています。ただし、前提としていわゆる都市型スタイルの住宅民泊、これになるとみなかみ町は宿泊施設がたくさんございます。そしてご存じのとおり、なかなか宿泊施設の稼働率が悪いというのが実態です。したがって、今の宿泊形態の宿泊施設の中に誘客していく、つまり新たな例えばマンションの空き室に自由に使ってくださいよといった都市で言われているような都市型民泊じゃなくて、みなかみ町の現況を見ると、みなかみの宿泊施設、宿泊業者、旅館、ホテル等の業者さんのところに、泊まっただけということがまず第一なんだろうというふうに思っています。

したがって、東京、大阪等というふうに言いましたけれども、そういうところで展開されているものを積極的に展開していくという状況とは、みなかみ町の状況が違うというのは基本的認識でございます。

さて、そこから先に、もう質問があったんで答えてしまいますけれども、当然のことながら勉強なりそういうものは進めなきゃいけないと思っています。そして先ほどご指摘がありましたように、法の第2章4節には、それぞれの自治体の実態が反映できるということがあるようですから、このところについては、やはりみなかみ町の条例という形が考えられることだろうというふうに思っていますけれども、条例についてはきょうも幾つかご審議いただいています。税関係の法律であるとか、何番でしたか、非常に名前が長いけれども、要するに幼稚園に入っているよ、保育園に入っているよというのは、全員じゃなくて、希望者に渡しましょうと、これはもう町の条例で議会にご議決いただきますけれども、国から言ってきてそれでいきましょうねというものだと思います。特に専決でやらせてもらった税関係の条例はみんなそうです。そういうのと違って、地域の実態に合わせてそれを反映させていくと、今回のものでいうとつまらないところですけども、道路標識のところに東京の名前が書いてあったのをみなかみの名前にかえますと、このぐらいの実例發揮していますけれども、そうじゃなくて実際の状況に合わせていろいろなことを検討して規制なりあるいは促進なりということを考えるということについては、条例制定権を持っていらっしゃる議会でご議論いただいて、議員提案の条例が適切なんではないかというふうに私は思っています。

そのことについてもっと素直な答弁の仕方をすれば、いろいろ勉強をこれから重ねて議会のほうにもご相談し、議会にも参加いただいて、みなかみ町の実態に合わせた規制なり促進の方向というのを考えていきたいということになろうかと思えますけれども、せっかく小林議員からご指摘ありましたんで、議会が主導的にやっていただくというのも一つの方法ではないかというふうに率直に思っております。

答えた内容は多々ございますけれども、一連の流れでご質問がありましたので、一連の流れで答えさせていただきます。それぞれの断面についてまた補足の質問に従ってご説明したいと思っております。

議長（林喜美雄君） 小林君。

(5番 小林 洋君登壇)

5 番(小林 洋君) 町長おっしゃるとおり、当町の農家民泊とか、田舎体験というんですか、農業体験も含めてそういうのは非常にうまくいっていると思いますし、ますますこういったものをいわゆる民泊法案みたいなものを利用して、広めていける分野なのかなというふうにも自分も考えていますし、また不動産部門なんかでいえば、空き家対策なんかでも例えば体験、それをもう民泊という形で、ごめんなさい。民泊法案の中には、家主がいて民泊をさせる形態と、自分はそのに住んでいないけれども、建物だけ誰か管理者に任せて、そこをいわゆる民泊だけさせるという方法があるわけですがけれども、まさに空き家、民泊管理会社みたいな登録したところじゃないとできないわけですがけれども、そういうところに任せて、空き家を民泊という形で体験してもらって、移り住んでもらうような方策もできるでしょうし、民泊してもらおうおかげで、買い物に出たり食事してもらったりということで、地域経済というのに非常に影響が出る場合もあるでしょうし、使い方というか、利用の仕方によっては、非常に町にメリットになる法案だと思っているんです。

ただ、やはり先ほど言ったように、みなかみ町も観光の形態も何も非常に多様ですので、まずは先ほど町長も言っていましたけれども、事業者のほうにというお話がありましたけれども、みなかみ町は都市型とは多少異なるというようなお話もありましたけれども、場所によってはそういった真ん中に都市型のマンションというようなマンションがある場所もありますし、そういった場所が基本的に旅館業を営んでいるところは、旅館業法があって、消防法があつたり、保健関係の規制があつたり、そういったものを全て遵守してコストもかけて、そして事業税を払って営んでいると。こういう民泊の業者の一番自分は住んでいないけれども、資産だけ持っていて、誰かにかわりにやらせますよという形態になった場合に、やはり消防法にも縛られない、保健衛生法にも縛られない、そういう中でそういう業者がまとまって部屋を確保して、もうそれを商いとしてしまった場合とか、これはあくまでも仮定なんですけれども、この法律は180日以内というふうにならなくて、欧米なんかを見ると大体100日前後ぐらいが多いんですけれども、業者はこれに目をつけてきて、これは商売になるぞと。ただ180日だと稼働率が半分になってしまう。不動産関係で言うならば、半分をウィークリーマンションとして、今度は宿泊としてじゃなくて、部屋をそういう形で貸し出せば365日営業ができて、トータルでいう稼働率が確保できるんじゃないかというような営業方法を考えているところもあるそうです。

それを二毛作営業と言うらしいんですけれども、多くはそういう形には引かからないでしょうけれども、先ほどから何回も言っていますけれども、みなかみ町の観光形態には多様性があるんで、そういうふうになってくる場所もあれば、ずばり言えば湯原なんかそうですね。マンション2つあって、片やほとんどきちんと埋まっているマンションで、もしもの話ですよ。片や余り住民も住んでなくて、オーナーはいるけれども、ほとんど稼働していない。そうしたらこういう話があれば、どこかの業者がまとめて、その辺が営業し出した場合、もしかしたらいつときは地域経済が潤うかもしれません。さっき言ったように買い物とか、そういうことで小売とか飲食業者はいつときは外に出てくれれば、た

だ全体で考えると、その事業、まともに法律を守って、真面目にやっている業者が税金を払えなくなるとなってくると、本末転倒になってしまう部分もあるのかな。

そういった意味で、地域地域に合った、みなかみ町はこれというふうに型は決まれないからこそ、地域に合ったあり方を研究しておくべきかなというふうに思いまして、町長のほうに質問させてもらったんですけども、当然我々も議会として、議員として研究もしていきたいと思っていますし、その辺を行政と一緒に、行政だけにやれと言うんじゃなくて、両輪として研究しながらやっていきたいなと思っていますんですが、その辺の土地柄の認識なんかは、町長どうですか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 最初の答弁で申し上げたように、みなかみ町としては既存の宿泊施設になるべく多くのお客さんに来てもらいたい。まだその余裕があって、今観光協会がDMOとしてその方向づけで一生懸命頑張ってくれているというふうに申し上げたところです。

したがって、現実的にあいているマンション等があるものの利用についても、できれば規制の方向で、問題が起きないような方向で物事を考えていくのではないかという基本認識を申し上げました。今の小林議員のお考えのベースもそれに近いなというふうに思っております。

ここで大変失礼なんですけど、時間の問題もあるのですが、小林議員はよくわかっていらっしゃるし、私もある程度読ませていただいているのはわかるんですけども、今の住宅宿泊事業法案、この概要について担当課で調べていますんで、答弁させてよろしいでしょうか。

（「よろしくお願いします」の声あり）

議長（林 喜美雄君） 観光商工課長。

（観光商工課長 澤浦厚子君登壇）

観光商工課長（澤浦厚子君） それでは、多少調べてございますので、お答えさせていただきたいと思えます。

この3月時点でございますけれども、既に今まで法案としては決まっておきませんので、特区を受けて民泊サービスを行っている場所があるということもあります。東京都大田区あるいは大阪府の一部、大阪市、北九州市の全国で4自治体に限られておりますけれども、この3月末で、部屋数でいって200室を超えています。また、新潟市や神奈川県でも現在検討をされているということでございます。

それで、住宅宿泊事業法案の概要でございますけれども、まず部屋を貸す人、借りたい人、またその部屋を管理する人というのがございます。住宅宿泊管理者ということがございますが、これはまず民泊サービスを行う部屋の提供者ですね。民泊のホストです。宿泊者への安全確保や周辺住民への配慮など、さまざまな業務遂行が求められております。先ほどもお話にありましたけれども、家主不在型の場合やまた届け出の部屋数が管理に適切な数を超えている場合につきましては、住宅宿泊管理業者に委託することが求められます。

次に、住宅宿泊管理業者とは、家主不在型の民泊ホストから依頼を受けて、住宅宿泊事業を適正に遂行するための措置を行う民泊運営代行会社のことをいいます。民泊ホストへ

の契約内容の説明から、衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成や備えつけなどが挙げられます。

また、住宅仲介業者というのは、民泊仲介サイト運営会社です。民泊ホストと宿泊者との間の宿泊契約の締結の仲介を行うものです。それで、民泊者への契約内容の説明等もその会社が義務を負うことになっております。

住宅の宿泊業に係る届け出につきましては、都道府県知事であります。また、年間の提供日数は180日を超えてはならないということになっております。住宅宿泊管理事業の登録につきましては国土交通大臣、また仲介をする業者につきましては、観光庁長官であり、それぞれ新たにこれから創設をされるものであります。

一般的に大きな問題となっているのは、治安、騒音、ごみの3点です。文化の違いや生活様式、また生活時間の違いによるものが多いと聞いております。この法案につきましては、現在審議をされておまして、早くて平成30年1月に施行されるということになっております。

以上です。

議長（林 喜美雄君） 小林君。

（5番 小林 洋君登壇）

5番（小林 洋君） 課長、ありがとうございました。

早ければ、もう来年1月の年明けから施行される法律ですので、その辺、観光商工課と観光協会と中心になってもらって、我々が議論するにもやはり実質の現場現場の事業者の意見を聞いてみないと、個々には聞けますけれども、みなかみ全体の民宿業者がいて、ペンション業者がいて、ホテル業者がいてとか、そういう中で広く多くの人の意見を聞くとすると大変ですので、観光課とか観光協会でその辺の意見集約をさせていただいたり、また民泊というのを利用する側のほうの意見なんかも調査というか、聞いていただければと思うんですが、どうでしょうか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 基本的認識については、小林議員も私のお答えもそれほどずれていないというふうに思います。したがって、今ご指摘のありましたように、現実的に可能性のあるような施設もありそうだとご指摘だとか、そういう動きも始まっているのではないかなというように調べることも含めてなおかつ、みなかみ町観光協会、地域密着型のDMOとして機能を強化していこうという活動の中にそのようなヒアリングであるとかあるいは範囲を広げてヒアリングをするといったようなことも重要な業務だと思っています。これについて基礎データをそろえて、そして条例というところまでいくときには、議会主導でさらに動いていただきたいと思います。まさに小林議員の今のご指摘のとおりのことを協力しながら一緒にやっていきたい。それについては観光協会であるとか、商工会であるとかあるいは不動産関係者等々の協力を求めて、観光商工課がまとめる形でやっていくということになるかと思っています。ぜひその方向でやらせていただきます。

議長（林 喜美雄君） 小林君。

（5番 小林 洋君登壇）

5 番（小林 洋君） よろしく願いいたします。

町のまち・ひと・しごと創生総合戦略なんかも、この町はいち早く政策にできたのは、やはり早目早目に準備をして、そういうことが総合戦略の成果にもなっているのかなというふうに思っていますんで、ぜひよろしくお願いします。

続きまして、2つ目なんですけど、そのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に二次交通のことに関して、レンタカーを活用して、まず観光面にてこ入れをしていくというような話なんですけど、ページでいえば39ページですけども、観光云々というところでレンタカー、そしてアクションプランのところでレンタカーを利用してもらおうと。まず、ページでいえば66ページなんですけども、レンタカーを活用した二次交通の強化ということで、レンタカーがいいかどうかは別として、今ここに掲げているアクションプランというのが今どういう状況になっているのかということをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 二次交通の問題です。

みなかみ町、上越新幹線の上毛高原駅、そして上越線の駅が5つあって、高速道路で見るとインターチェンジが2カ所で高速交通網が充実しており、新幹線でいえば東京から66分と、いつも言わせていただいています。首都圏を初め各地からのアクセスが非常にいいというのがみなかみ町のメリットだと。ただし、上毛高原駅というところを見ても、早朝や夜間の交通手段がほぼない。そして玄関口から町内観光地までの二次交通が極めて弱いと、ここがみなかみ町の一番の弱点だということについては、皆さん承知しておりますし、総合戦略をつくる前の観光会議で非常に幅広く議論していただいたときも、観光インフラの中では、そこが一番弱いということで、さまざまな問題点あるいは意見を出していただきました。それらの検討が具体的には進展しなかったというところがございます。

その中で、このまち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランを書くときに、今ご指摘のあったレンタカーを利用した二次交通を強化すべきで、そこについては補助金を出すとといったようなことも、ほかのものに比べればやりやすいんじゃないかということで特記されているところです。

この提言はありますけれども、具体的にそれがどうなっているんだという、今のご質問に対しては、まだ何も進んでいないというのが率直な答弁でございます。ただし、今までの中でもさまざまな案が出てきておりますけれども、その中で余りリスクなくやるとするところというのがレンタカーに対する支援ということだろうと思っています。

現況JRを使ってきたらJRレンタカーが安くなるよとか、それぞれの事業者として動きはあるようですけれども、それを町として支援するという段階にはなっていません。

ただし、繰り返しになりますが、二次交通が弱いということは、みなかみ町の観光上の最大の欠点ですから、観光協会も改めて大きな危機感を持っているということもあります。したがって、何とか早急に解決しなきゃいけないと、みなかみ町観光協会としてもそういう意識を持っておりますし、そういうことが行えるのがDMOということものだというふうに思っています。観光客の利便性を図り、利根川沿いの各観光地、赤谷川沿いの各観光

地、これらを回遊して滞在時間をふやしたり、連泊をしてもらったりということで非常に観光の経済効果という意味でも大きいんで、観光協会のほうで早急に積極的な検討をしてもらって、それに対して町としてどういう支援ができるかというふうに考えていきたいと思っているところです。

質問を一言でお答えすると、アクションプログラムに書いたけれども、まだ検討が進んでいないというのが現況です。それらについては、一番の弱点だということは、多くの方が危機感を持っておりますので、率直になるべく早急に何らか支援をすれば、うまく回るという方策を検討してもらいたいと。これについては改めてDMOになるべきみなかみ町観光協会の仕事だということで督励したいというふうに思っています。

議長（林 喜美雄君） 小林君。

（5番 小林 洋君登壇）

5番（小林 洋君） 観光協会も町も観光にとって、今の二次交通の問題は致命的だという認識があるというお答えをいただきました。

その中で、また検討してもらっているから、ちょっとレンタカーを活用したいというアクションはとまっているんだという解釈でいいんですか。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 二次交通総合的に当然DMOとして考えてもらうということですが、今までの検討の中でもバスの本数をふやすとかあるいはウーバーを活用するか、特区を求めるとか、そのことよりもレンタカーに対する補助を出すということがリスクも少なくても効果も大きいんじゃないかというのが今までのアイデアの段階での経過ですから、まずそれを重視して検討してもらうというのが1つの方向かなということでございます。

議長（林 喜美雄君） 小林君。

（5番 小林 洋君登壇）

5番（小林 洋君） レンタカーの考え方というのは、もう一度検討してもらって、消えていないという解釈でいいわけですね。

午前中いろいろなお話がありましたけれども、スピード感ということもありましたけれども、私はなぜこれは何が成功なのか、失敗なのかも含めて早目にまずアクションを起こしてみないと、KIP等も含めて評価もできない状態だと残念なのかなというふうに考えて質問をさせてもらったところなんですけど、町長もおっしゃるとおり、二次交通を解決するというのは、二次交通の問題というのは観光の面と生活の面と二通りあると思うんですね。みなかみ町はこういうお土地柄ですから、まず観光の面で二次交通が少しでも解決していければ、それが波及的に生活面でも普及していくんじゃないのかなと、私は考えているんで、どっちが先だというのはないんですけども、やはり観光業のほうから走って、レンタカーが急に生活面でなるとは思っていませんけれども、何かアクションを起こしたことによって、また事業評価等を繰り返していく間に、生活面なんかに普及していけばいいのかなというふうに考えているんですけども、いずれにしても何かやはり早くアクションを起こしてもらいたいなど。

昨年ですか、みなかみ湯原の温泉街の有志で送迎バスみたいなものを企画してもらって、

私も何回か利用させてもらったんですけども、やはり食べて飲んでということを楽しみに、それが楽しみだと前提にした場合、やはりそうするとレンタカーがどうかという話は別として、やはりそういう二次交通というのも確かに大事になってくるんだなというふうには思っているところと。本当に二次交通の問題というのは二通りあるわけですけども、なかなか正解がわからない。地域地域によって事情も違うでしょうし、この辺も議員として、議会として勉強は必要なのかなというふうには考えているんですが、とりあえず戻りますけれども、何かアクションを早く起こしてもらいたいということなんです。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 二次交通が弱いというのは、何度も繰り返しています。その中でいろいろな案が観光会議の中で出たと申し上げたところです。それぞれ今、小林議員がおっしゃったような切り口をどうカバーするんだということもありますし、例えばでいうとみなかみ町は観光客にいていただくおかげで、路線バスが維持できていて路線バスの経費というか、路線バスを使って払ってもらっているのは、観光客がほぼ半分ぐらい払ってくれているので、生活の足として1時間に1本とは言いながら、路線バスが維持できているといったようなことがあります。そういうところにつながっていくんだと思いますけれども、二次交通としてバスの本数を倍にするために支援するよりも、レンタカーの支援はどうだろうというのがもう一つのトピックとしてこの中に書いてしまいました。これが非常に目立っているわけですけども、テスト的にやるということにまだ踏み込んでいない。これはレンタカーに対して何割程度の支援をするとどのぐらいの使用がふえてくんだと、この辺の検討がまだできていないということです。率直に言ってそれぞれのインセンティブを与えるための補助額というのはどのぐらいで、その利用がどれだけあって、そうすると年間これだけコストがかかると、推計だけでも、じゃやってみようかというオーダーのお金じゃないような気がしているんでおくと。中身まで分析しておくとということ、そういうことになります。

ただし、今ご指摘のように、この期間についてそういうのをやってみて、お客さんがどれだけ来てくれるんだといったようなことあると思いますので、これはもう町が支援金を出すということはあるかと思いますが、観光のトータルマネジメントはまさに観光協会がやるということでDMOとして立ち上がって、その機能を強めようとしているわけですから、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、観光協会のほうに積極的な検討をこちらから督促していくということになるかと思います。

議長（林 喜美雄君） 小林君。

（5番 小林 洋君登壇）

5番（小林 洋君） その辺非常に難しいマーケティング等が必要になってくるのはよく承知しています。やはり補助金というか、お金を助成してやっていくことというのは、長い目で見れば、果たして持続するものなんだろうかといいところもありますし、何が正解というのも本当に難しいところなんだろうけれども、ポイントは持続可能であるべきだし、でも始めてみないと町長がさっき言われたみたいに期間限定とか、そういうことでもいいと思いますんで、本当に生きたデータが来ないと、机上の上でこのコストだとだめだとか、こ

それはそういうのもよくわかりますけれども、たとえ夏休みの間だけだとか、秋の紅葉のシーズンだけとか、そういうように2カ月、3カ月ぐらいでもいいと思いますんで、とにかくちょっと現場のデータを集めるためにも、ちょっとアクションを起こしてみたらどうかということなんです。

あとちょっと余談になるかもしれないんですけども、去年、昨年、水上温泉の湯原の温泉街で有志がそういうことで送迎を試みてやって、経営者じゃなくて運転手さんといういろいろなコミュニケーションをとったところ、聞いてみると営業的に云々じゃないんだと。問題はタクシーでも何でも雇用が集まらないんです。だから時間帯を区切って、運転手の数がとにかく足りないんで、運転手さんさえいれば、ある一定程度の時間帯も台数も確保して回すことはできるんですけども、サービス業、接客業と同じで非常に人材不足になっていて、雇用が集まらないためにどうしても限られた人間で回すと、もう一番効率のいい時間に回すしかなくなって、それ以上やるとブラック企業というふうに言われてしまうことにもなってしまうんです、夜中とか深夜の運転が事実上、人がいなくてできなくなるんだというような話を聞きました。

すみません、これ余談ですけども、その前の話というかで回答というか、町長のお話をお願いします。答弁しようともらったところの答弁をお願いします。その後は余談として。短期間でもいいから、さっきも言ったようにやってくださいと。生のデータを集めてみてください。

議長（林 喜美雄君） 町長。

町長（岸 良昌君） 生のデータいろいろな例があると思います。今言った各地の取り組みがあるというご指摘もありました。今後のアクションプランにレンタカーに補助金を出して利用を上げるということで二次交通をカバーしたらどうだと、アクションプランに明確に書いてありますので、まずそれについて期間を限定してやって、データを集めるということを観光協会と相談してやりたいというふうに思っています。

何かというと、観光協会の財布の中で回せる範囲で調査ができるのかあるいは町が支援するということが当然のことながら議会にお諮りしてからじゃないとスタートできないのか、そこのところは実務として検討させてもらいたいと思います。

議長（林 喜美雄君） 小林君。

（5番 小林 洋君登壇）

5番（小林 洋君） では、なるべくもうこの辺は重要なお題目でありますんで、ぜひお互いに頑張るということでよろしくお願ひしたいと思います。

おかげさまで、水上地域なんかは巡回バスみたいなものを回してもらっていて見ると非常に乗車率、週末なんかは、夏休みになれば結構コンスタントにお客さんに乗ってもらっているみたいなんですけれども、やはりそういうのを見ると本当に二次交通というのは、観光地にとっては重要なのだなというふうに再認識しております。私自身も頑張りますんで、協力いただきながらやっていただければと思います。

どうもありがとうございました。

議長（林 喜美雄君） これにて5番小林洋君の質問を終わります。

散 会

議 長（林 喜美雄君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。
明日6月2日は午前9時より一般質問を再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（13時44分 散会）